

令和 7 年度 沖縄きのこ市場競争力強化事業委託業務

企画提案募集要領

1 募集の目的及び概要

(1) 目的・業務内容

きのこは、県農林水産部の戦略品目として、生産体制の強化と沖縄ブランドの確立が求められている。しかし、県内販売店等においては、まだまだ県外産きのこの流通量が多く価格等の競合がある。そのため、他県産きのことの競合を回避し、きのこ生産収入増に繋げるため、亜熱帯性気候に適した需要見込みのあるきのこの栽培技術が求められている。

本事業では、県内で自生が確認され市場性の高いクロタケについて、栽培技術の確立を行う。

また、県内で生産されているが、県外産品種を活用しているクロアワビタケについても、県内自生種の栽培技術の確立を行い、他きのことの差別化を図る。

さらに、令和 6 年度に沖縄県で品種選抜したアラゲキクラゲの 2 品種について、本格的な生産実施に向けて、生産者の施設において実証栽培を実施し栽培マニュアルを作成する。

(2) 事業期間

令和 7 年度～令和 9 年度

なお、県の予算措置を前提としており 3 年間の事業を保証するものではない。また、令和 8 年度以降の委託業務については、前年度の実績をもとに判断する。

令和 7 年度の履行期間は、契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日までとする。

(3) 予算について

本委託業務に係る予算(R 7)は 6,452,600 円(消費税及び地方消費税含む)とし、この範囲内で効果的かつ効率的な業務を提案すること。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であることから、実際の契約金額とは異なることがある。

2 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。
- (2) 募集要領や令和 7 年度 沖縄きのこ市場競争力強化事業委託業務 企画提案

仕様書に記載された趣旨をすべて了解する者であること。

- (3) 国及び県、市町村税の納付義務を有する事業者においては、滞納がないこと。
- (4) 参加表明書提出の日以前 6 ヶ月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。なお、参加表明書提出後、契約締結日までに不渡り手形等を出している場合は、候補者を取り消しし、次点の提案者を候補者に繰り上げることとする。
- (5) 参加資格表明書の提出から契約締結日までに指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。また、契約締結日までに会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく更正又は再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力いう、以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者となる者を 1 名以上、共同事業体にあたっては、代表者(幹事企業)は主たる担当者を 1 名以上、他の構成員はそれぞれ 1 名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
なお、「主たる担当者」には、(8)に規定する実績を有する者を配置すること。
- (8) 国、地方公共団体又はそれに準じる団体が発注した、本委託業務と類似する業務※の受託実績を過去 5 年間(令和 2 年度～令和 6 年度)に 1 件以上有している企業であること。
※「類似する業務」とは、以下のとおり
○植物または自然環境に関する調査業務
- (9) 単独で本委託業務を実施する場合は、沖縄県内に本店、支店又は営業所等を

設置している法人・団体であること。共同事業体で本業務を実施する場合は、代表者が沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

共同企業体の代表者(幹事企業)は、構成員のうち最大の業務能力を有し、出資割合 30%以上であることとし、全ての構成員は、出資割合が 30%以上あると。

すべての構成員が (1) ~ (8) の要件を満たすこと。

3 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期限： 令和 7 年 10 月 17 日(金) 17 時 00 分まで

イ 提出書類： 参加申込書【様式 1】、実績書【様式 5】、誓約書【様式 7】

ウ 提出場所： 沖縄県 農林水産部 森林管理課(本庁舎 9 階)

エ 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。提出部数は1部とする。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

※共同事業体での応募の場合、共同企業体協定書【様式 9】を提出し、代表事業者が応募を行うこと。

オ 選定通知： 参加申込に係る提出書類により参加資格要件を確認し、審査結果については令和 7 年 10 月 20 日(月)までに通知する予定である。

(2) 企画提案に関する質問

ア 質問期限： 令和 7 年 10 月 24 日(金) 17 時 00 分まで

イ 質問方法： 当課あて電子メール(E-mail : aa048210@pref.okinawa.lg.jp)宛てに質問書【様式 8】を E メールで提出すること送付すること。

なお、件名を「【質問】令和 7 年度 沖縄きのこ市場競争力強化事業委託業務」

務」とすること。メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。

ウ 連絡先： 森林管理課 仲里、平田

エ 回答方法： 森林管理課ホームページ若しくはメール。掲載(回答)予定期は、令和 7 年 10 月 27 日(月) ※問い合わせ先は、下記 14 を参考すること。

(3)企画等提案書提出

ア 提出期限：令和7年10月31日(金) 17時00分 (必着)

イ 提出書類：企画提案請書 【様式2】

企画等提案書及び応募書類一式【様式3-1、3-2、4、6】

(下記6参照)

ウ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。提出物は8部(「5提出物」を参照)

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

4 提案内容の要件

業務企画提案仕様書を参照すること。

5 提出物

(1)参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】

(2)企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式2】

(3)企画提案書(実施方針、フロー、工程計画等)・・・・【様式3-1、3-2】

※ 遂行体制(主たる担当者を含む)も併せて記載すること。また、企画提案書には、令和7年度から令和9年度分の内容を盛り込むこと。

(4)法人・団体概要書・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】

※ 法人・団体概要書には2期分の決算書も添付すること。共同事業体の場合は全構成員分添付すること。

(5)実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】

※ 実績を証する書類として、契約書の写し及び合格通知書等、業務を遂行したことが分かる資料の写しを添付すること。また、完了した額が分かる資料を添付すること。

(6)積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式6】

※ 令和7年度から令和9年度分の積算書を提出すること。

(7)誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式7】

(8)質問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式8】

(9)共同企業体協定書・・・・・・・・・・・・・・・・【様式9】

(10)参考資料(必要に応じて)

※ 共同事業体の場合は、【様式4】【様式5】【様式7】については構成員ごと作成するとともに、共同企業体協定書【様式9】を添付すること。

※ 提出部数：参加申込に係る資料は1部【様式1】、【様式5】、【様式7】、

【様式 9】、企画提案書等に係る資料は各 8 部【様式 2～4、6】

(原本 1 部、残りは原本写しとする。なお、原本は押印を行うこと。)

6 企画書等の体裁

提出する資料は、A4 判、縦、左綴りとする。

なお、【様式 3-1、3-2】企画提案書については、上記によらず書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

7 プレゼンテーション審査

- (1) 日時：令和 7 年 11 月 7 日（金）（予定）
- (2) 場所：沖縄県庁 11 階第 5 会議室（予定）
- (3) 提出された提案書の内容により説明すること。

※ 当日の追加資料の提出・追加の提案は一切認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコンを活用したプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。

- (4) 審査会場への入場者は 3 名以内とし、提案者における時間は、20～25 分間（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 5～10 分）とする。
- (5) プレゼンテーションを行う日程及び時間については、令和 7 年 11 月 4 日（火）（予定）に連絡を行う予定とする。
- (6) その他やむを得ない事情が発生した場合（自然災害等）は、書面審査若しくはその他の手法で審査を行う場合がある。

8 審査の方法

- (1) 審査については、沖縄県農林水産部森林管理課に設置する企画提案書審査会において、各社のプレゼンテーションについて、業務の趣旨・目的等、専門的視点から審査、採点する。
- (2) 総合得点の高い方を上位として、順位付けを行う。この順位を事業者毎に平均し、上位の事業者を特定する。上位の順位が同点の場合は委員の多数決により特定する。
(今回の募集は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない)
- (3) 前項によって第 1 位となった応募者については、メール等にて通知し、追って書面にて通知する。あわせて次点以下の応募者についても採用の可否について、書面にて通知する。
- (4) 審査員全員が 6 割未満の評価の点数をつけた企画提案事業者は特定しない。

9 評価基準

審査に当たっては、別紙「企画提案書評価基準」に記載した内容について評価する。

10 スケジュール（予定）

令和7年10月10日（金）公募開始

10月17日（金）参加申込締切

10月20日（月）参加資格選定通知

10月24日（金）質問書締切

10月31日（金）企画提案書提出締切

11月7日（金）プレゼンテーション審査（予定）

（県庁11階 第5会議室）

11月10日（月）契約交渉相手方の特定通知

11 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と隨時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (5) 1事業者（共同事業体）あたり、提案書は1件とする。
- (6) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- (7) なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。
- (8) 採択された者が、契約締結日までに採択要件に該当しないこととなった場合、事業者として特定されたことを無効とし、次順位の者を委託候補事業者として繰り上げることとする。

12 委託企業決定後の業務執行について

(1) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

なお、保証金免除にあたり、関連する類似事業を2(5)に記載しているが、

具体的な内容は契約候補者として決定した後に通知するものとする。

- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

13 お問い合わせ、提出先

沖縄県農林水産部 森林管理課 資源活用普及班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁9階）（閉庁日は除く）

電話番号：098-866-2295

F A X：098-868-0700

Eメール：aa048210@pref.okinawa.lg.jp

担当 当：仲里、平田